

福岡市公報

令和 7 年 3 月 10 日 第7127号(別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

選挙管理委員会

- 令和 7 年 3 月 3 日現在の選挙人名簿に基づく直接請求に必要な選挙人の数 (告示第 1 号) 1
- 令和 7 年 3 月 5 日現在の選挙人名簿に基づく直接請求に必要な選挙人の数 (告示第 2 号) 2

選挙管理委員会

福市選管告示第 1 号

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な、令和 7 年 3 月 3 日現在の選挙人名簿に基づく選挙人の数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 10 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数
26,342人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
219,511人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条 (区選挙管理委員に係る請求を除く。)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の 80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
264,633人
- 4 地方自治法第80条及び第86条 (区選挙管理委員に係る請求に限る。)に規定する選挙

権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	87,998人
博多区	68,424人
中央区	56,822人
南 区	73,166人
城南区	35,271人
早良区	60,556人
西 区	56,786人

福市選管告示第2号

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な、令和7年3月5日現在の選挙人名簿に基づく選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年3月10日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
26,364人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
219,695人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
264,771人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 88,075人
博多区 68,490人
中央区 56,872人
南 区 73,215人
城南区 35,295人
早良区 60,615人

西 区 56,829人

